

消費者契約の条項の開示要請  
(消費者契約法第12条の3第1項に基づく要請)

令和7年1月6日

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町23番17号

シティーコート桜丘408

ecxia株式会社

代表取締役 宮本 聖菜 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

Mail:

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:<http://www.e-hocnet.info/>]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を

提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続（共通義務確認訴訟・簡易確定手続等）の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

## 第2 消費者契約の条項の開示の要請

当法人は、貴社に対して、消費者契約法第12条の3第1項に基づき、消費者契約の条項の開示を要請いたします。

### 1 開示を要請する消費者契約の条項の要旨

貴社及び貴社とフランチャイズ契約を締結している各社において、不特定かつ多数の消費者との間で使用している、セルフホワイトニングの役務に関する契約条項

### 2 要請の理由

(1) 貴社は、消費者が入会金と1か月あたりの会費1万1000円（消費者によっては1万円や2万円とされています。）を支払うと、貴社が提供するセルフホワイトニングを通い放題とされています。そのうえで、消費者が6か月以内に解約すると違約金として2万2000円（消費者によっては2万円）を請求されている、とされています。なお、貴社は、新たな顧客を紹介した消費者には費用を無料にされている、ともされています。

(2) 消費者に対してセルフホワイトニングを通い放題として提供している業務形態、入会金及び月々の会費を取得されていることからすると、6か月以内

の解約に伴う違約金2万2000円は、消費者契約法第9条第1項第1号に定める平均的損害の額を超えているおそれがあります。また、消費者の情報提供のとおりであれば、1度も利用していない場合でも入会金、月会費に加えて違約金が生じるおそれがあり、この点でも平均的損害の額を超えているおそれがあります。

(3) 貴社のウェブサイトにおいて、セルフホワイトニングの役務に関する契約条項が開示されていません。上記のとおり、貴社が不特定かつ多数の消費者に対して使用している契約条項には消費者契約法上、問題のある条項が含まれているおそれがあります。そこで、前記1項のとおり、消費者契約の条項の開示を要請します。

### 3 希望する開示の実施の方法及び開示を実施するために必要な事項

開示の実施の方法として、使用されている契約条項が記載されている書式を、書面にて、当法人事務所の住所宛てに郵送でお送りください。

## 第3 回答の期限など

以上の照会に対しまして、令和7年2月6日までに、ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。なお、貴社からのご回答の有無及びその内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきます。また、ご開示いただきました契約条項に関して、当法人からの申入れ等に係る契約条項は、消費者への情報提供のため、公表することがございます。

謹白